府政報告 No.１５８２	日本共産党京都府会議員団
	発行 1999,7,9 TEL 075-414-5566 FAX 075-431-2916 6頁

京都府議会６月定例会が閉会
盗聴法案反対意見書採択求め、三木一弘府議が討論

●　６月定例会は、７月９日閉会しました。提案された議案は、すべて全会一致で採択。４本の意見書を採択、日本共産党が提案した、盗聴法案に反対する意見書案は、自民、民主・府民、公明、新政の４会派により否決されました。

府民から提出された請願は、「保育施策の拡充に関する請願」『「食料・農業・農村基本法」に関する施策の充実に関する請願』が全会派一致で採択され、「ホームセンターコーナン京都七本松店出店計画に対する行政指導に関する請願」は、委員会で継続審議とされ、「通信傍受法案（盗聴法）に反対する意見書の採択に関する請願」（２本）、『「地方分権一括法案」の慎重審議と地方自治体への税・財源の移譲をすすめ進の地方自治拡充につながる法の制定を求める意見書の採択に関する請願』、「青年の政治参加をひろげる１８歳選挙権の早期実現をもとめる意見書の採択に関する請願」、「安心できる介護施策に関する請願」、「特別擁護老人ホームの建設に関する請願」（八幡市）、「ワンダーシティー京都南」（仮称）の建築許可を待っていただくことに関する請願」（向日市）、「三条通り葛野交差点付近の緊急交通安全対策を求めることに関する請願」については、委員会で否決されました。

三木一弘議員が行った盗聴法案に反対する意見書案についての「討論」と意見書案をご紹介します。あわせて、採択された意見書についてご紹介します。

憲法違反の「盗聴法」に反対する、意見書採択を

日本共産党の三木一弘です。我が党議員団を代表して、ただいま議題となつています意見書案について討論を行います。

我が党議員団提出の「憲法違反の盗聴法案に反対する意見書案」についてであります。

６月１日に修正を加えて衆議院を通過し参議院で審議されている通信傍受法いわゆる盗聴法など組織犯罪対策三法案は、国民の通信の秘密を侵す憲法第２１条違反の違憲立法であります。この法案に述べられている「通信の傍受」とは「現に行われている他人間の通信（電話その他の電気通信）について、その内容を知るため当該通信の当事者のいずれの同意も得ないで、これを受けること」だと定義しています。警察官などが国民の電話通信の内容をひそかに、こっそりと盗み聞く、まさに盗聴そのものであり、憲法第２１条２項

の「通信の秘密は、これを侵してはならない」という基本的人権の保護規定を真正面から侵害するものであり、犯罪捜査や公共の福祉のためということで合法化できるものではありません。

第１に、盗聴と言えば、神奈川県警による緒方靖夫参議院議員（当時党国際部長）宅への盗聴事件は余りにも有名です。９７年６月、東京高裁は神奈川県警が緒方宅の電話を組織的に盗聴していた事実を認めて、国（警察庁）と神奈川県（県警）に対して、一審が認定した２倍の約４００万円の慰謝料の支払いを命じました。国と神奈川県が上告を断念し、高裁判決が確定したものです。しかし、問題はこのように、警察の組織的盗聴が明白な証拠によって明らかにされているにもかかわらず国会では「電話盗聴は、過去も現在もしていない」という警察庁長官の国会答弁に象徴されているように実行グループの警察官、神奈川県警、警察庁のいずれも電話盗聴工作をおこなったことは一切認めようとしていません。それどころか、組織をあげて証拠隠滅に狂奔し、大量の証拠を「家宅捜査」と称して盗聴現場から持ち出したり、実行グループの警察官は、裁判で出頭拒否と証言拒否を繰り返しました。勿論、本人への謝罪もいまだに行われず無反省な態度をとり続けています。さらに政府・自民党が「犯罪捜査ではなくて公安・諜報活動のためだつた」と開き直る態度をみれば、盗聴法が捜査という名分を超えて、政党や個人にたいする情報収集活動におよぶことは否定出来ません。いま問題になっている社民党の保坂衆議院議員の携帯電話盗聴事件も捜査当局による準備行為ではないかと言われています。公安警察が、情報収集活動の一環として、大量の違法盗聴をおこなつていると考えられ、こうした事件はまさに氷山の一角にすぎないのです。

第２の問題は公明党の豹変です。当初、明確に反対の立場をとっていた公明党が、一定の修正を加えたとして賛成にまわったのです。その内容をみれば盗聴の対象を麻薬、銃器、密入国、組織的殺人の４種の犯罪にしぼりこんだと主張しています。しかし、警察官などによる「試し聞き」、いわゆる予備的盗聴、事前盗聴、別件盗聴を認めており、盗聴範囲はなんら限定されず、逆に無制限に広がることとなるのです。

また、修正をした中身として通信傍受の際に、立会人を常時おくことにしたことを評価していますが、この立会人は傍受している捜査官の動作を見守るだけの権限しかありません。立会人は実際に傍受されている通信の内容を聞くこともできず、ましてや傍受を止める切断権も与えられていないのです。結局、警察官等の犯罪とは関係のない会話の傍受・盗聴をなんら規制することは出来ず歯止めにはなりません。

こうした態度をみたとき、公明党の支持母体である創価学会による我が党宮本顕治氏、当時の書記長宅への電話盗聴事件を想起せざるを得ません。８８年４月、東京高裁で創価学会の組織的犯罪と認定され、学会が最高裁に上告していましたが、なぜか、その年の１２月に上告を取り下げ、組織的犯罪が確定しました。

今回の盗聴法への加担と合わせ、創価学会・公明党が盗聴そのものを悪と感じない体質をもつているのではないかと疑わざるを得ないのであります。

さらに、この盗聴法案はアメリカの制度をモデルにしていますが、そのアメリカの例でも、裁判所の許可を得ておこなった盗聴捜査のうち八割から九割までが、刑事事件とは何等関係のない通信であったことが報告されていることも付言しておきます。

このような人権蹂躙、プライバシー侵害、憲法違反の法案は、将来に禍根を残さないためにも廃案以外にありません。ぜひ、我が党議員団提出の意見書への御賛同をお願いします。

以上で私の討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

憲法違反の盗聴法案に反対する意見書（案）

盗聴法案など組織的犯罪対策三法は、６月１日に衆議院を通過、参議院での審議に移っている。この法案は憲法第２１条第２項「通信の秘密は、これを侵してはならない」に根本的に違反しており、法案が成立すれば、犯罪捜査の名のもとに、特定の犯罪集団だけでなく一般住民も盗聴の対象とされ、通常の電話は勿論のこと、公衆電話、携帯電話、ファックス、コンピューター通信などにおよび、基本的人権が侵害されることは明らかである。

さらに「立会人」を立ち会わせるとしているが、通信の内容を確認することも、盗聴を切断する権限も認められていない。結局、警察が犯罪と関係のない通信まで自由に盗聴できるものであり、国民のプライバシーは広範に侵害され、国民は常に警察の監視下に置かれることになる。このように危険な法案は廃案以外にない。

よって政府においては、この法案を撤回されるように求めるものである。

以上、地方自治法第９９条第２項の規定により意見書を提出する。

平成１１年７月９日

内閣総理大臣　　小渕恵三殿

法務大臣　　陣内孝雄殿

京都府議会議長　　小牧　誠一郎

新農業基本法の施策充実・介護保険・保育施策充実・地方財政の確立求める意見書が全会一致で採択される。

「食料・農業・農村基本法」に関する施策の充実に関する意見書

「農業基本法」が制定されてから約４０年が経過し、国際的には、人口の爆発的増加や食料生産の制約要因の拡大という需要のひっ迫見通しと地球環境の悪化、また、国内的には農業従事者の高齢化・後継者難、農村の過疎化が進行したところである。

こうした中、「農業基本法」に代わる「食料・農業・農村基本法」おいては、国民が安心できる食料供給と持続可能な農業・農村社会の建設に向けた施策の充実が求められている。

よって、政府におかれては、地域の実状を加味した食料・農業・農村の役割や位置づけを明確にするとともに、次の事項について必要な措置を講じられるよう強く要望する。

１、　食糧自給率と主要な農畜産物の生産及びこれに必要な農地面積の目標を明示し，当面、カロリーベースの食糧自給率５０％を目標とすること。そのため、国の責任を明確にすること。

２、　食料の検査体制や品質表示政策を充実し、安全性を確立すること。特に、原産地表示の拡大、遺伝子組み換え食品の表示、有機農産物の認証・表示制度を早期に確立す

ること。また、環境保全型農業など、安全な食料生産についての研究と普及を図るとともに、減収補償等の支援措置を行うこと。

３、　家族農業を基本とした専業・兼業を含めた集落営農など多様な営農形態を支援すること。また、農業生産法人の要件緩和については、事業・構成員の拡大範囲、株式の譲渡などに厳しい制限を設け、安易な要件緩和を行わないこと。

４、　農家の経営安定や中山間地域・遠隔地などの条件不利地域での生産活動の維持と定住化促進、平地も含めた環境保全型農業などによる環境と国土の保全、景観維持のための取り組みを行うこと。

以上、地方自治法第９９条第２項の規定により意見書を提出する。

平成１１年7月９日

内閣総理大臣　小 渕 恵 三 殿
大 蔵 大 臣　宮 澤 喜 一 殿
農林水産大臣　中 川 昭 一 殿
自 治 大 臣　野 田 　 毅 殿
国土庁長官　関 谷 勝 嗣 殿

京都府議会議長　小 牧 誠 一 郎

地方分権の推進と地方財政支援の充実に関する意見書

地方分権の推進は、明治以来形成されてきた中央集権型行政システムを変革し、２１世紀にふさわしい我が国の基本的な行政システムを構築しようとするものであり、真の豊かさを実感できる社会の実現にもっとも重要なか大の一つである。

このたびの「地方分権一括法」は、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域づくりの推進を図るものとされている。

しかしながら、今回の法律は、地方分権の実効性を担保する地方税財源の充実確保の定めがないなど、一部に残された課題もあることから、今後、地方便県の更なる推進に向けた政府の取組が強く望まれるところである。

また、現下の地方財政は、長引く不況による大幅な税収の落ち込みに加え、累次の景気対策の実施などにより借入金残高が急増するなど、極めて厳しい状況にある。このような中で、行政サービスの水準をできる限り維持しつつ、現在の状況を打開していくためには、政府による抜本的な地方財政対策や緊急的、特例的な支援措置が必要不可欠になっている。

よって、政府におかれては、次の対策を講じられるよう強く要望する。

１、基礎的地方公共団体である市町村への寺無権限の委譲をはじめ、国と地方を通じる事務配分を更に見直すこと。

２、地方歳出と地方税収入の乖離を縮小するとの地方分懸垂新計画の趣旨に沿って、国か

ら地方への税源委譲などの措置を具体的に講じ、地方税財源の充実強化を図ること。

３、円滑な行財政運営を確保するために、交付税率の引き上げ等による地方交付税総額の安定的確保方策を講じるとともに、地方交付税や地方債などによる緊急的、特例的な財政支援措置の充実を図ること。

以上、地方自治法第９９条第２項の規定により意見書を提出する。

平成１１年7月９日

内閣総理大臣　小 渕 恵 三 殿
大 蔵 大 臣　宮 澤 喜 一 殿
自 治 大 臣　野 田 　 毅 殿

京都府議会議長　小 牧 誠 一 郎

介護保険制度の円滑な導入のための条件整備を求める意見書

高齢化が進む中、お年寄りに住み慣れた地域で安心して生活していただくために保健福祉施策の一層の充実を図ること、特に現在、目前に迫った来年４月からの介護保健法の円滑な実施に向けて、制度が国民の多様なニーズに応えた水準の高いものとなり、地方の立場を踏まえた、行財政的にも合理的で安定したものとなるようにしていくことが、喫緊の重要課題となっている。

よって、政府におかれては、地域における高齢者介護、福祉サービスの整備・拡充のため、次の事項について緊急の改善が図られるよう強く要望する。

１、保険料や利用料での低所得者への配慮と、そのために必要な財政措置を行うこと。

２、要介護認定対象外の人が安心して生活できるよう、必要な保健福祉サービスへの財政支援を行うこと。

３、現在施設に入所している高齢者および在宅サービスを受けている高齢者が安心して生活できるよう必要な配慮を行うとともに、質の高いサービスの提供が可能となるような適切な報酬の設定を行うこと。

４、現在策定が進められている介護保険事業計画の実施のため、介護サービス基盤の整備に対する十分な予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第９９条第２項の規定により意見書を提出する。

平成１１年7月９日

内閣総理大臣　小 渕 恵 三 殿
大 蔵 大 臣　宮 澤 喜 一 殿
厚 生 大 臣　宮 下 創 平 殿
自 治 大 臣　野 田 　 毅 殿

京都府議会議長　小 牧 誠 一 郎

保育施策の拡充に関する意見書

我が国の小子・高齢化は他の国に例をみないスピードで進み、経済・社会に及ぼす影響が問題となっている。

小子化への対応は､子どもたちが健やかに育ち､だれもが安心して生み育てられる社会、男女がともに仕事と育児を両立できる調和とゆとりある職場・家庭・地域生活の実現に向けて社会環境を整備することである。とりわけ、保育施策を中心とする子育て支援策の充実は欠かすことができない課題である。

よって、政府におかれては、次の措置を講じられるよう強く要望する。

１、多様な保育需要に対応する質の高い保育サービスの提供など保育施策の充実を図るよう、平成12年度以降も緊急保育対策事業を拡充し継続すること。
２、保育料の設定については、現行水準を後退させることのないよう、また、低所得者や中間層・若年層に配慮した設定とすること。
３、多様なニーズに対応するため、公的責任を後退させることなく延長保育や夜間保育、休日保育等の保育施策を実施すること。
４、子どもたちが健やかに育つ環境を確保するため、保育所の設置基準の改善を図ること。
５、待機児童の解消を図るための対策を講じること。

以上、地方自治法第９９条第２項の規定により意見書を提出する。

平成１１年7月９日

内閣総理大臣　小 渕 恵 三 殿
大 蔵 大 臣　宮 澤 喜 一 殿
厚 生 大 臣　宮 下 創 平 殿
自 治 大 臣　野 田 　 毅 殿

京都府議会議長　小牧誠一郎

日本共産党中央人民大学夏期講座の、案内と要請で知事を訪問

日本共産党中央人民大学夏期講座が、８月２１日（土）２２日（日）に、京都市左京区の国立京都国際会館で開催されます。西山秀尚府会議員団長は、７月９日午後、藤井保弘日本共産党京都府委員会学習教育部長とともに、知事を訪問、講座の案内と運営への協力の要請を行いました。

参加申し込みは

日本共産党京都府委員会
TEL075 - 211 - 5371 まで